

年度	令和5年度 委託設計書				課長	係長	精算者	設計者
設計月日								
起工理由								
位置	明石市内一円				施工方法及 期限	請負 令和5年12月25日 限り		
事業名	道路台帳整備事業							
委託名	道路台帳整備業務委託							
委託の概要	打合せ協議 1式 認定路線網図作成 1式 道路台帳図作成 1式 その他図面作成 1式 道路台帳調書作成 1式 情報検索サービスシステムの構築 1式							
委託費	当初設計額		当初請負額		摘要			
	第1回変更設計額		第1回変更請負額					
	増減		増減					

道路台帳整備業務委託

費目・工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
委託業務	打合せ協議			1	式			第A-1号 内訳書
	道路台帳図作成			1	式			第A-2号 内訳書
	道路台帳調書作成			1	式			第A-3号 内訳書
	認定路線網図作成			1	式			第A-4号 内訳書
	その他図面作成			1	式			第A-5号 内訳書
	情報検索サービス システムの構築			1	式			第A-6号 内訳書
	直接作業費計							
	純調査費			1	式			
	諸経費			1	式			
	業務価格							
	消費税相当額(10%)							
	計							

特記仕様書

1. 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「業務委託共通仕様書」第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記業務委託共通仕様書によるものとする。

1. 2 業務の目的

本業務は、道路法第28条で定められている道路台帳の調製を行い、地方交付税の基礎資料や道路区域の境界線、道路施設の現状、ライフラインの状況等について道路管理の基本的事項を把握し、道路管理行政の効率化を図ることを目的とする。

1. 3 参考資料の貸与

委託者は、受託者に対し、次の資料の最新版を貸与ものとする。

- (1) 告示資料（紙媒体またはPDF）
- (2) 道路現況平面図データ（縮尺1/500）（シェープファイル）
- (3) 道路台帳平面図データ（縮尺1/500）（シェープファイル）
- (4) 測定基図データ（縮尺1/500）（シェープファイル）
- (5) 道路台帳調書データ（Excel）
- (6) 認定路線網図データ（シェープファイル）
- (7) 境界確定図データ（シェープファイル）
- (8) 舗装種別の表記資料（紙媒体またはPDF）
- (9) 街区基準点データ（シェープファイル）
- (10) その他監督員が必要と認めるもの

1. 4 業務の内容

- (1) 打合せ協議 1式
- (2) 道路台帳図作成 1式
 - ・ 現況測量（新規路線）
 - ・ 現況測量（現道拡幅）
 - ・ 現況測量（路側構造物設置等）
 - ・ 道路台帳図修正（デジタル）
 - ・ 測定基図修正
- (3) 道路台帳調書作成 1式
 - ・ 道路台帳調書修正
- (4) 認定路線網図作成 1式
 - ・ 認定路線網図修正
- (5) その他図面等作成 1式
 - ・ 新旧対照図作成
 - ・ 告示資料作成
 - ・ 区域変更資料作成
 - ・ 境界関係資料の保存
 - ・ 開発帰属関係資料の保存
- (6) 情報検索サービスシステムの構築 1式
 - ・ ホームページ検索システムの構築
 - ・ ホームページ検索システムのデータ更新

1. 5 打合せ協議

打合せ協議は、受託者において資料を用意し、着手時、中間時1回、最終時の計3回を計画するものとし、中間時の協議回数が増減については、設計変更の対象としないものとする。

1. 6 道路台帳図作成

道路台帳図は、縮尺1/500、原図（W100cm×H80cm）、443面あり、記載方法については、関係法令等のほか道路台帳の手引きによるものとする。

なお、作成した道路台帳図データは測定基図データと重ね合わせて、紙出力（縮尺 1/1000 でブロック番号（1～16）（17～32）の 2 分冊にまとめる）の上、1 組提出すること。

(1) 現況測量（新規路線）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、新規を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(2) 現況測量（現道拡幅）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、狭隘、区域変更を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(3) 現況測量（路側構造物設置等）

受託者は、現況平面図を作成するために、貸与資料を基に現況測量等を行い、道路法施行規則第 4 条の 2 及び道路現況調査提要に記載されている各種表現事項、名称等を現地にて調査確認し、その結果を既存の道路台帳図に追記を行い、数値図化、数値編集等に必要な参考資料を作成するものとする。

現況測量は、改良工事を対象に行うものとする。また更新対象箇所については全景写真を撮影し、撮影方向の分かる図面と写真を整理し、成果対象とする。

なお、現地調査において不明な箇所が発生した場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(4) 道路台帳図修正（デジタル）

① 現況平面図

- ・受託者は、現況測量で得られた結果を基に現況平面図（レベル 500）の数値化を行うものとする。
- ・修正した現況平面図は既存の現況平面図との整合を取るとともに接合編集を行うものとする。
- ・住宅地、水田内やその他周辺及び道路に沿った空き地等には等高線は表示しない。
- ・修正する現況平面図は、下記のとおりとする。

分離帯、石段、駒止、側溝、道路橋、木橋、歩道、横断歩道橋、地下横断歩道、トンネル、マンホール、照明灯、防犯灯、電力柱、電話柱、有線柱、バス停、雨水樹、並木樹、並木、植木、道路情報板、道路標識、信号灯、カーブミラー、人工斜面、土堤、被覆、法面保護、さく・かき、標高点
--

② 道路台帳平面図

- ・受託者は、現地調査で得られた結果を基に道路台帳平面図の修正を行うとともに、修正作業時に起終点位置及び区域について変更が発生した影響路線についても、併せて確認を行い、修正作業を行うものとする。
- ・道路法及び道路施設現況調査提要に定める数値を算出し道路部、車道部、歩道部、側溝等の種別ごとに全ての項目を行うものとする。
- ・各台帳要素の取得項目は、道路法及び道路施設現況調査提要に示す下記の分類とする。

- 路線（道路中心線、路線番号、路線名称、路線引出線、起点記号、終点記号、縦断勾配記号、縦断勾配数値、曲率半径引出線、曲率半径数値）
- 幅員（幅員数値、幅員寸法線、幅員引出線）
- 構造物（舗装界線、舗装種別、側溝種別及び幅、側溝地下部、側溝終端線、側溝柵）
- 施設（施設引出線、施設注記）
- ・舗装種別は表記を統一させるため、委託者から提供された表記に関する資料を参考に、表記の統一を行うものとする。

（5）測定基図修正

受託者は、道路台帳平面図を路線ごとに区間割し、道路台帳調書作成に必要な区間データを算出するための測定基図を作成または修正するものとする。

測定基図の区間は、幅員・舗装・橋梁・踏切・縦断勾配・曲線半径・側溝種別等の変化箇所を考慮して区間の設定を行うものとする。（区間番号は、起点より終点に向かって連番とするものとする。）

なお、測定基図は、調書作成に必要な諸事項のデータ表作成のため、路線ごとに現地調査の結果に基づき区間割、測定線及び区間番号を付して調書データの基礎資料となるよう、下記に示す事項について実施するものとする。

- ・道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- ・道路区分別（重用、供用、未供用、改良、未改良）
- ・路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- ・構造種別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- ・道路種別（1級、2級、その他）
- ・道路屈曲部
- ・立体横断施設
- ・安全施設
- ・自動車交通不能区間
- ・その他委託者の指示により必要とする事項

作成した測定基図を基に、延長及び面積を算出した区間データを作成するとともに、算出したデータは、所定の様式のデータシートに入力し、従前データとの整合を図るものとする。

1. 7 道路台帳調書作成

- （1）受託者は、下記（3）に記載した調書を作成し、全調書を全て印刷し、本市の保管ファイルに綴じて提出すること。また、道路台帳諸元を集計処理後に前年度成果と比較確認し、修正量に誤りがないか更新対象路線の増減の数量一致の検証報告を行うものとする。
- （2）調書の作成については、委託者が貸与する調書出力プログラム（パソコン）を使用して行うものとする。調書出力プログラムの操作方法等で質問等がある場合は、委託者へ連絡すること。
- （3）調書は、以下のとおり17種類ある。

道路台帳調書、認定路線調書、実延長調書、実延長面積調書集計表、道路現況調書、部分自歩道調書、橋梁調書、鉄道等との交差調書、地方交付税算定基礎資料（地方交付税基礎数値集計表、橋梁基礎数値台帳）、国土交通省提要調書（第1, 2, 3, 5, 7号様式）、理由別道路及び橋梁数値の年間増減リスト、理由別部分自歩道増減調書、理由別橋梁基礎数値増減調書、理由別道路現況増減調書（級種別集計、地区別集計、個別集計）、道路及び橋梁数値の年間増減リスト集計（総括、新設、廃止、改良等）、全市集計（級種別集計、地区別集計）更新区間前年データ

1. 8 認定路線網図作成

受託者は、本業務で新たに取得した情報を基に下記に示す認定路線網図データの修正を行うものとする。

- ① 路線経路
- ② 路線番号
- ③ 道路種別

- ④ 起・終点の位置
- ⑤ 供用開始の有無
- ⑥ その他必要な内容

なお、市より貸与された網図データ（DVD）を使用し、新規路線等を調整する。

1. 9 その他図面等作成

(1) 新旧対照図作成

- ・受託者は、道路台帳において狭隘道路（市道認定）及び改良工事で市道の管理区域の修正を行った路線及び市道認定及び改良工事で市道の管理区域の修正を行った路線について、新旧対照図を作成するものとする。
- ・新旧対照図の作成に際しては、更新前と更新後の道路台帳図面の重ね合わせを行い、変更箇所を赤色で表記するものとする。作成基準は、更新対象の路線について作成するものとする。
- ・新旧対照図は、A3版カラーで仕上げ、提出するものとする。

(2) 告示資料作成

- ・受託者は、告示予定路線について見取図の作成を行い、提出するものとする。
- ・作成に当たっては、電子データにより編集し、納品するものとする。

(3) 区域変更資料作成

① 更新作業区域異動詳細表作成

道路台帳調書修正に併せて、下記に示す内容を表示した更新作業区間異動詳細表を作成するものとする。

- 種類
- 路線名
- 起点及び終点（地先）
- 旧区間地先・敷地幅員・延長・面積
- 新区間地先・敷地幅員・延長・面積

(4) 境界関係資料の保存

境界関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi以上のカラー画像、読み取り専用のJPEGまたはPDFファイル）でデータをDVDに保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

境界関係資料とは、道路境界明示書、里道境界協定書及び官民有地境界協定通知書等の下記データをいう。

- ・申請書表紙
- ・明示図面、協定図面
- ・写真、撮影方向図
- ・理由書等
- ・座標値リスト

なお、貸出しする境界関係資料は、ステープルを外して、スキャナーで読み取りを行い、返却時にはステープル止めをした後、返却すること。

(5) 開発帰属関係資料の保存

開発帰属関係資料をスキャナー等で読み取り、指定する書式（400dpi以上のカラー画像、読み取り専用のJPEGまたはPDFファイル）でデータをDVDに保存する。なお、保存したデータの一覧表を作成し、市へ提出しなければならない。

開発帰属関係資料とは、公共施設引継ぎ図書等の下記データをいう。

- ・申請書表紙
- ・道路平面図
- ・構造図
- ・位置図
- ・その他必要とするもの

1. 10 情報検索サービスシステムの構築

(1) ホームページ検索システムの構築

- ・ 受託者は、下記に示すデータを委託者が管理している公開型 GIS を用い閲覧できるよう、データ変換及びデータ搭載を行うものとする。
 - ① 街区基準点（座標値を含む）
- ・ 明石市ホームページで、上記に関する情報が閲覧できるよう、関係各課と協議を行い、コンテンツの追加を行うものとする。
 なお、データ搭載する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。
- ・ 街区基準点は、3 級基準点（赤）と 4 級基準点（青）の 2 種類でシステムの設定を行うものとする。公開する属性情報は、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・ シームレス化、属性付与、枝線表記等を行うものとする。
- ・ ホームページ検索システムの運用にあたっては市の既存ホームページサーバの活用はできないものとし、外部データセンター等を活用することとする。
- ・ ホームページ検索システムについては、利用者向けの分かりやすいマニュアルを作成し、当該ホームページ上において公開すること。
- ・ 本業務に必要な資料・データについては、協議によりこれを貸与する。
 貸与データ一覧（案）

整備データ	説明
地形図データ	最新の地形図データを基図として使用
その他データ	明石市作成のデータなど協議により搭載を決定したデータ

- ・ 本業務中に発生する機器、システムの保守費用、サービス等の利用料は本業務に含むものとする。
- ・ 本システムにおいては、帳票印刷機能を実装することとし、使用する帳票については以下を参考に作成すること。なお、図郭についてはシームレスに選択できるものとする。

帳票名	縮尺	サイズ	備考
街区基準点位置図	1/1000,1/2500	A4	添付資料 1

- ・ ホームページ検索システムに関する成果品の瑕疵担保期間は契約満了から 1 年間とし、受託者は、その間に生ずるデータ不良またはプログラム不良等による成果品の再作成及び修正を保証するものとする。
 - ・ ホームページ検索システムの稼働開始予定時期は令和 5 年 12 月 1 日とする。
 - ・ 本システム供用開始後 1 年間のうち、委託者が指示する期間におけるホームページアクセス数について、報告書を作成し、提出すること。
- (2) ホームページ検索システムのデータ更新

- ・ 受託者は、委託者が管理している公開型 GIS にかかる下記コンテンツのデータ更新を行うものとする。
 - ① 道路台帳平面図（図郭を含む）
 - ② 道路種別図（市道・法定外道路・管理道路）
 - ③ 境界明示・協定箇所図
 - ④ 市道認定路線網図
- ・ データ更新する際、不具合が発生した場合は受託者の費用負担のもと、データ修正等（システム保守業者の作業費用を含む）を行うものとする。
- ・ 本業務中に発生する機器、システムの保守費用、サービス等の利用料は本業務に含むものとする。
- ・ ホームページ検索システムのデータ更新に関する成果品の瑕疵担保期間は契約満了から 1 年間とし、受託者は、その間に生ずるデータ不良等による成果品の再作成及び修正を保証

するものとする。

1. 1.1 納入成果品

本業務の納入成果品は、下記のとおりとする。なお、データ類については、DVD等の媒体に格納の上、納品するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 道路台帳図【PDF、TIFF、DXF、DWG、シェープファイル】 | 1式 |
| ② 道路台帳調書【A4版印刷、PDF、EXCEL】 | 1式 |
| ③ 調書セットアップデータ【DTP】 | 1式 |
| ④ 認定路線網図【シェープファイル】 | 1式 |
| ⑤ 道路台帳図【A2版印刷】 | 2冊×1組 |
| ⑥ 新旧対照図【A3版印刷、PDF】 | 1式 |
| ⑦ 告示資料【PDF】 | 1式 |
| ⑧ 区域変更資料【PDF】 | 1式 |
| ⑨ 現地調査写真【PDF】 | 1式 |
| ⑩ 境界関係資料データ【JPEG】 | 1式 |
| ⑪ 開発帰属関係資料の保存【PDF】 | 1式 |
| ⑫ 情報検索サービスシステム公開データ【シェープファイル】 | 1式 |
| ⑬ システム操作マニュアル【A4版印刷、PDF】 | 1式 |
| ⑭ ログ集計報告書 | 1式 |
| ⑮ その他市が必要とするもの | |

1. 1.2 照査の実施

- (1) 受託者は業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- (2) 業務着手時に照査計画を提出し、その内容について市監督員の承認を得ること。
- (3) 前項の照査計画を基に照査報告書を作成し、成果品納入時に提出すること。

1. 1.3 注意事項

- (1) 現地測量等が伴わない図面の訂正分については、市監督員と調整し変更すること。

街区基準点位置図

中心地：明石市〇〇町1丁目付近



注) 本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。

1 / 1000

令和5年5月〇〇日

明石市

上記の図面は地図作成時のものであり最新の情報ではありません。現況と異なる場合があります。

業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的
本業務委託（以下「業務」という。）は、明石市において、道路台帳を整備するにあたり、特記仕様書に示す事項につき、道路台帳の作成を行うことを目的とする。
1. 2 一般仕様書の適用
業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
1. 3 費用の負担
業務の検査等に必要な費用は、原則として受託者の負担とする。
1. 4 法令等の遵守
受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
1. 5 中立性の保持
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
1. 6 秘密の保持
受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
1. 7 公益確保の義務
受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
1. 8 提出書類
受託者は、業務の着手及び完了に当たって、明石市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等届 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届
(ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等
1. 9 管理技術者及び主任技術者
(1) 受託者は、管理技術者及び主任技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
(2) 管理技術者及び主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
1. 10 工程管理
受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
1. 11 テクリスの登録
受託者は、受注時又は変更時において業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、市担当職員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。
また、「実務実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに市担当職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
1. 12 審査
(1) 受託者は、業務完了後に明石市の審査を受けなければならない。
(2) 明石市の審査を受ける前に管理技術者は、納品する成果について検査し、検査したことを証明（チェックリスト表等）する資料を明石市の審査前に提出すること。
(3) 業務完了後においては、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
1. 13 引渡し
業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、明石市の検査員の検査

をもって、業務の完了とする。

1. 14 関係官公庁等の協議
受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
1. 15 参考資料の貸与
明石市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。
1. 16 参考文献等の明記
業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
1. 17 証明書の交付
必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。受託者は、現地作業する場合、市が発行する証明書（土地立入証）を携帯して作業を行うこと。また、業務完了後、市へ証明書を返却するものとする。
1. 18 事故等
業務遂行中の事故等の責任及び処理については、全て受託者において行うこと。
1. 19 疑義の解釈
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、明石市と受託者の協議によるものとする。

第2章 道路台帳整備業務

2. 1 一般的事項
受託者は、道路台帳の整備にあたり、十分な計画検討を加えると同時に、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。
2. 2 業務の手順
 - (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
 - (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
 - (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。
2. 3 資料収集
業務上必要な資料については、関係官庁、企業体等において十分調査したうえで、収集しなければならない。
2. 4 現地踏査
現地踏査は、台帳対象区域のみならず、区域外であっても関連する区域については、十分な踏査を行わなければならない。
2. 5 台帳整備
受託者は台帳整備に先立ち、実施計画書（要領書）を提出し、市担当職員の承諾を受けなければならない。

第3章 提出図書

3. 1 提出図書
成果品は、特記仕様書を参照のこと。
3. 2 成果品の帰属
本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

第4章 参考図書

4. 1 参考図書
業務は、下記の最新版図書を参考にして行うものとする。
 1. 土木設計業務等委託必携（兵庫県県土整備部）
 2. 道路台帳の手引き（明石市）
4. 2 上記以外の図書
上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ市担当職員の承諾を受けなければならない。

第A-1号内訳書

打合せ協議

1式当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
打合せ協議	中間1回	1	式			第B-1号 単価表
計						

第A-4号内訳書

認定路線網図作成

1式当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
認定路線網図修正		72	面			第B-8号 単価表
計						

第A-6号内訳書

情報検索サービスシステムの構築

1式当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
ホームページ検索システムの構築		1	式			第B-15号 単価表
ホームページ検索システムのデータ更新		1	式			第B-16号 単価表
計						
0						

第B-1号代価表

打合せ協議

1式当(中間1回)

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	式			

第B-2号代価表

現況測量（新規路線）

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
レベル損料(3級)			日			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B-3号代価表		現況測量(現道拡幅)			1km当	
種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
レベル損料(3級)			日			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B-4号代価表

現況測量（路側構造物設置等）

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
測量補助員			人			
ライトバン1500cc			時間			
ガソリン			L			
雑品、雑品材		1.0	式			
施工管理費		1.0	式			
計		1	km			

第B-5号代価表

道路台帳図修正

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B-6号代価表

測定基図修正

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B-7号代価表

道路台帳調書修正

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	km			

第B-8号代価表

認定路線網図修正

100面当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100面当)						
計		1	面			

第B-9号代価表

新旧対照図作成

1km当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	km			

第B-10号代価表

告示資料作成

1路線当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師補			人			
測量助手			人			
計		1	路線			

第B-11号代価表

区域変更資料作成

1路線当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	路線			

第B-12号代価表

境界関係資料保存

100件当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100件当)						
計		1	件			

第B-13号代価表

開発帰属関係資料の保存

100件当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師			人			
測量技師補			人			
測量助手			人			
計(100件当)						
計		1	件			

第B-14号代価表

ホームページ検索システムの構築

1式当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	式			

第B-15号代価表

ホームページ検索システムのデータ更新

1式当

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師			人			
測量技師			人			
測量技師補			人			
計		1	式			

令和5年度 道路台帳整備業務
数量計算書

番号	項目	内容	数量	単位	数値 基準	積算 単位	積算 数量	備考
1	打合せ協議	初回、中間1回、最終	1	式	1	式	1	
2	現況測量(新規路線)	新規	3,311.4	m	0.01	km	3.31	
3	現況測量(現道拡幅)	区域変更+狹隘	307.7	m	0.01	km	0.30	
4	現況測量(路側構造物設置等改良)	改良	354.0	m	0.01	km	0.35	
5	道路台帳図作成	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	4,208.4	m	0.01	km	4.20	
6	測定基図修正	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	4,208.4	m	0.01	km	4.20	
7	道路台帳調書修正	新規+狹隘+改良+廃止+区域変更	4,208.4	m	0.01	km	4.20	
8	認定路線網図修正	新規	72	面	1	面	72	72面
9	新旧対照図作成		661.7	m	0.01	km	0.66	
10	告示資料作成		20	路線	1	路線	20	
11	区域変更資料作成	狹隘+廃止+区域変更-告示済	19	路線	1	路線	19	
12	境界関係資料の保存		200	件	1	件	200	
13	開発帰属関係資料の保存		30	件	1	件	30	

令和5年 道路台帳更新等一覧表

番号	路線番号	路線名	総延長(m)	路線認定	台帳更新					備考
					新規	狹隘 道路	改良 工事	区域 変更	廃止	
1	01 308	朝霧 308号線	42.38		○					
2	01 50	朝霧 50号線	18.68					○		
3	01 309	朝霧 309号線	49.90		○					
4	11 169	藤江 169号線	125.59		○					
5	11 170	藤江 170号線	29.45		○					
6	11 19	藤江 19号線	47.34					○		
7	11 171	藤江 171号線	35.11		○					
8	12 895	大久保 895号線	104.95		○					
9	12 81	大久保 81号線	11.11					○		
10	12 896	大久保 896号線	94.85		○					
11	12 897	大久保 897号線	86.29							
12	12 268	大久保 268号線	12.03					○		
13	12 898	大久保 898号線	47.10		○					
14	12 899	大久保 899号線	555.11		○					
15	12 900	大久保 900号線	176.07		○					
16	12 901	大久保 901号線	157.40		○					
17	12 902	大久保 902号線	168.27		○					
18	12 903	大久保 903号線	157.42		○					
19	12 904	大久保 904号線	142.52		○					
20	12 905	大久保 905号線	104.00		○					
21	12 906	大久保 906号線	29.42		○					
22	12 907	大久保 907号線	26.60		○					
23	12 908	大久保 908号線	77.06		○					
24	12 909	大久保 909号線	128.48		○					
25	12 910	大久保 910号線	191.12		○					
26	12 911	大久保 911号線	42.43		○					
27	12 912	大久保 912号線	55.58		○					
28	12 913	大久保 913号線	68.64		○					
29	12 914	大久保 914号線	63.57		○					
30	12 915	大久保 915号線	44.00		○					
31	13 559	魚住 559号線	91.47		○					
32	13 560	魚住 560号線	19.07		○					
33	13 561	魚住 561号線	79.45		○					
34	13 562	魚住 562号線	42.14		○					
35	13 563	魚住 563号線	64.80		○					
36	13 564	魚住 564号線	20.42		○					
37	14 303	二見 303号線	104.25		○					
38	14 62	二見 62号線	20.51					○		
39	14 304	二見 304号線	16.35		○					
40	12 10	大久保 10号線	31.40		○					
41	12 66	大久保 66号線	2.39					○		
42	02 31	大蔵町 31号線	28.48				○			R4狭隘No.1
43	02 2	大蔵町 2号線	11.75				○			R4狭隘No.1
44	13 55	魚住 55号線	12.75				○			R4狭隘No.2
45	03 16	太寺上ノ丸 16号線	6.66				○			R4狭隘No.3
46	03 32	太寺上ノ丸 32号線	18.91				○			R4狭隘No.6
47	09 35	林船上 35号線	23.96				○			R4狭隘No.7
48	03 36	太寺上ノ丸 36号線	13.15				○			R4狭隘No.8
49	03 33	太寺上ノ丸 33号線	8.63				○			R4狭隘No.9
50	13 121	魚住 121号線	15.70				○			R4狭隘No.10
51	02 20	大蔵町 20号線	9.35				○			R4狭隘No.11
52	02 42	大蔵町 42号線	10.91				○			R4狭隘No.13
53	12 62	大久保 62号線	19.59				○			R4狭隘No.16
54	12 458	大久保 458号線	15.80				○			R4狭隘No.17
55	12 82	大久保 82号線	113.00				○			
56	12 298	大久保 298号線	33.00				○			
57	14 20	二見 20号線	30.00				○			
58	12 856	大久保 856号線	125.00		○					
59	12 348	大久保 348号線	15.00				○			
60	14 288	二見 288号線	13.81				○			
61	12 21	大久保 21号線	10.00				○			
62	13 377	魚住 377号線	23.60				○			
63	03 28	太寺上ノ丸 28号線	23.32				○			
64	13 39	魚住 39号線	3.30				○			
65	13 29	魚住 29号線	50.00				○			
66	12 835	大久保 835号線	25.00				○			
67	13 210	魚住 210号線	41.10				○			魚住路線
68	13 232	魚住 232号線	15.40				○			魚住232号線
69	13 25	魚住 25号線	4.04				○			魚住25号線
70	13 309	魚住 309号線	2.50				○			魚住309号線
71	10 310	西明石 310号線	4.00				○			西明石310号線
72	08 140	川西 140号線	2.72				○			川西140号線
73	09 2	林船上 2号線	2.32				○			林船上2号線
74	13 312	魚住 312号線	8.00				○			魚住312号線
75	12 725	大久保 725号線	5.70				○			大久保725号線
76	08 84	川西 84号線	5.10				○			川西84号線
77	11 85	藤江 85号線	4.00				○			藤江85号線
78	12 466	大久保 466号線	3.80				○			大久保466号線
79	12 137	大久保 137号線	3.60				○			大久保137号線
80	14 222	二見 222号線	3.50				○			二見222号線
81	12 428	大久保 428号線	3.40				○			大久保428号線
82	14 70	二見 70号線	3.00				○			二見70号線
83	13 184	魚住 184号線	2.80				○			魚住184号線
84	13 154	魚住 154号線	2.70				○			魚住154号線
85	13 339	魚住 339号線	2.60				○			魚住339号線
86	09 2	林船上 2号線	2.50				○			林船上2号線
87	10 365	西明石 365号線	2.30				○			西明石365号線
88	12 18	大久保 18号線	2.30				○			大久保18号線
89	09 69	林船上 69号線	2.30				○			林船上69号線
90	10 345	西明石 345号線	2.30				○			西明石345号線
91	12 23	大久保 23号線	2.20				○			大久保23号線
92	09 41	林船上 41号線	2.20				○			林船上41号線
93	13 384	魚住 384号線	2.10				○			魚住384号線
94	10 125	西明石 125号線	2.10				○			西明石125号線
95	10 126	西明石 126号線	2.10				○			西明石126号線
96	14 34	二見 34号線	2.00				○			二見34号線
97	10 304	西明石 304号線	2.00				○			西明石304号線
98	12 483	大久保 483号線	2.00				○			大久保483号線
99	14 5	二見 5号線	2.30				○			二見5号線
100	14 65	二見 65号線	2.00				○			二見65号線
101	14 65	二見 65号線	2.60				○			二見65号線
102	12 1	大久保 1号線	2.60				○			大久保1号線
103	12 4	大久保 4号線	2.40				○			大久保4号線
104	14 294	二見 294号線	2.40				○			二見294号線
105										

合計		延長						
新規	3,311.37	0	35	13	42	6	0	
狹隘	195.64				61			
改良	353.98	661.68						
区域変更	112.06							
廃止	0.00							
合計	4,208.37							